

令和８年度和歌山県チャレンジド工賃水準倍増事業業務委託プロポーザル募集要項

「令和８年度和歌山県チャレンジド工賃水準倍増事業」の委託先選定にあたり、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 概要

(1) 委託業務名

令和８年度和歌山県チャレンジド工賃水準倍増事業業務

(2) 業務の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護及び同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設及び同条第 27 項に規定する地域活動支援センター（以下「障害者就労施設」という。）における工賃・賃金の向上を図るための取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。

(3) 業務の内容

別添「令和８年度和歌山県チャレンジド工賃水準倍増事業業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり（仕様書（案）の業務の内容は現時点の予定であり、今後、提案内容や国の補助金の内示状況を踏まえて契約当事者間の協議に基づき変更する可能性がありますので、御了承ください。なお、契約後における仕様書の変更については、その都度、委託者から協議させていただきます。）

(4) 企画提案を求める具体的内容の項目

① 業務の実施方法

ア 事業全体

- ・ 障害者の就労、工賃・賃金に関する現状認識と事業実施の基本方針
- ・ 障害者就労施設との信頼関係の構築手法
- ・ 提案者における企業・農業者等との関係の構築手法
- ・ 障害者就労施設が工賃・賃金向上を主体的に取り組むために重要なポイントと考える事項

イ 業務の内容

(ア) 工賃・賃金向上コーディネーターの配置

- ・ 配置（見込）者の実務経験・知識及び事業における活用手法
- ・ 障害者就労施設が行う生産活動に対するアドバイスの手法
（取組のチェック、課題の分析や課題解決に向けた対策の検討等）
- ・ 共同受注に関する適否の判断や共同受注に係る障害者就労施設の選定方法
- ・ 事業全体の進捗管理の手法

(イ) 障害者就労施設職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のための研修等に係る事業

- ・ 令和８年度和歌山県チャレンジド工賃水準倍増事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）4（2）のアからオまでの各研修会のうち、実施を予定する研修会（以下「実施研修会」とする）
- ・ 各実施研修会における基本的な考え方（方針）

- ・各実施研修会の目標、期待できる効果
- ・各実施研修会の概要
（想定する担当講師氏名及び専門分野、講義内容、受講対象者、開催時期、開催場所等）
- ・各実施研修会のカリキュラム
{各講座の内容、講座の実施形式（座学、グループワーク、演習等）}
- ・各実施研修会受講後のフォロー手法
（受講を契機とした課題の把握や課題解決に向けた対策に対する助言）
- ・各実施研修会の効果検証の手法
- （ウ）工賃・賃金向上アドバイザー派遣事業
 - ・実施要綱４（３）のアからエまでの各分野における工賃・賃金向上アドバイザーの氏名、有する資格・知識等、専門（得意）分野、過去の経歴・実績
 - ・実施要綱４（３）のオの分野において提案する分野及び当該分野における工賃・賃金向上アドバイザーの氏名、有する資格・知識等、専門（得意）分野、過去の経歴・実績
 - ・工賃・賃金向上アドバイザーの派遣によって見込まれる事業効果
 - ・課題をどの程度解決できたか等事業終了時の評価基準や到達目標
- （エ）インターネットを活用した県が実施する工賃・賃金向上のための取組等の情報提供
 - ・障害者就労施設が製造している物品や役務の提供内容の情報収集及び情報提供（周知）
 - ・工賃・賃金向上アドバイザーの派遣案内の情報提供（周知）
 - ・研修会の開催に関する情報提供（周知）
- （オ）展示・即売会及び商談会の開催
 - ・想定する開催時期、開催場所及びテーマ
 - ・障害者就労施設の参加条件及び募集方法
 - ・商談会におけるバイヤー（仕入担当者）の参加条件及び募集方法
 - ・販路拡大につながる手法
- （カ）農福連携（林業・水産業等含む）による障害者の就農促進プロジェクト
 - a 農福連携に関する相談業務
 - ・実施概要（相談体制、必要な情報収集内容、関係機関への引継ぎ等）
 - b 障害者就労施設及び農業等生産者への農福連携に関する情報発信
 - ・農福連携に関し情報発信する内容
 - ・具体的な情報発信の時期及び方法
 - ・シンポジウム等の開催時期・開催場所等
 - c 障害者就労施設及び農業等生産者へのマッチング支援
 - ・農福連携を希望する障害者就労施設及び農業等生産者を開拓する手法
 - d 障害者就労施設への専門家の派遣等（農業等技術支援及び６次産業化支援）
 - ・専門的な技術を有する者の選任（確保）の方法
 - ・派遣にあたっての成果目標の設定方法
 - ・実施概要（実施する内容・時期・方法等）
 - ・派遣後の効果検証の手法
 - e 農福連携マルシェの開催
 - ・想定する開催時期、開催場所、他のイベントとの共催又は参加の場合は当該イベントの名称
 - ・障害者就労施設等の参加条件及び募集手法

- ・販路拡大につながる手法
- f 農福連携の好事例収集及び意識啓発
 - ・好事例の収集方法
 - ・意識啓発の手法
- g 農業等生産者及び障害者就労施設に対する助言・調整
 - ・農業等生産者の障害者に対する理解の促進手法
 - ・障害者就労施設職員に対する農業等知識の啓発手法
 - ・助言、調整の実施方法
(専門家の活用、行政機関や関係団体との情報共有の手法等)
- h 障害者等の農作業等体験
 - ・具体的な実施方法
 - ・想定する開催時期、開催場所
 - ・効果検証の手法
- ② 業務の実施体制
 - ア 受託者の業務実施の拠点、コーディネーター及び農福連携に関する相談業務の配置人数
 - イ 障害者を支援する関係機関との連携方法
- ③ 予算執行者との協議及び予算執行者への報告に関する事項
業務の取組や疑問に関する協議及び定期的な実施状況の報告に係る具体的な方法

(5) 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

(6) 業務に要する経費の限度額

6,060,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(7) 契約

委託契約とする。

2 参加資格に関する事項

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本業務を的確に遂行する能力を有する者であること。
- (2) 障害者の就労支援に携わる社会福祉法人、公益又は一般社団法人、公益又は一般財団法人、特定非営利活動法人、株式会社等法人格を有する団体であること。
- (3) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (4) 関係法令に基づき、社会保険の適用を含め、適正な雇用管理を行っていること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

(7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(8) 県税に係る徴収金を完納していること。

(9) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(10) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等供給又は便宜の供与を行っている者

ウ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

オ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

カ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

キ オ又はカのいずれかに該当しなくなった日から 1 年を経過していない者

ク 破産者で復権を得ない者

ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る者を含む。）

3 スケジュール

(1) 質問受付期間 令和 8 年 2 月 18 日（水）～令和 8 年 3 月 2 日（月）

(2) 企画提案書受付期間 令和 8 年 2 月 18 日（水）～令和 7 年 3 月 16 日（月）

(3) 選定結果の通知日 令和 8 年 3 月 26 日（木）（予定）

4 企画提案書の提出について

(1) 提出書類

ア 応募申込書（様式 1）

イ 企画提案書（様式 2）

ウ 業務実施体制（様式 2－1）

エ 企画提案書（取組内容）（様式 2－2）

オ 応募金額提案書（様式 3）

- カ 提案者の概要がわかるもの（会社案内等）
- キ 事業所一覧（複数の事業所がある場合、事業所の住所等がわかるもの）
- ク 登記事項証明書（法人事業者）
 なお、企画提案書提出時において、発行後3か月を経過していないものに限る。
- ケ 印鑑証明書（法人にあっては法務局の発行するもの）
 なお、企画提案書提出時において、発行後3か月を経過していないものに限る。
- コ 使用印鑑届（様式4）
- サ 委任状（様式5）（提出事業者が本社でない場合は提出）
- シ 次に掲げる税金に未納がないことを確認できる納税証明書
 （ア）和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所等を有する者にあつては、和歌山県が課する県税の全税目
 （イ）消費税及び地方消費税
- ス 財務諸表（直近1か年分、法人事業所にあつては決算に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人事業者にあつては所得税に係る青色申告書又は白色申告書の写し）
- セ 営業に必要な許可、認可等を受けていること又は営業に必要な届出等を行っていることを証する書類又はその写し（営業に関して許可、認可、届出等を必要とする業務種目についてのみ提出すること。）
 ・個人の資格に係るものについては、常勤雇用していることを証する書類又はその写しも併せて提出すること。
 ・提案者が事業協同組合、商工組合、協業組合、企業組合等である場合にあつては、当該組合の定款及び組合名簿の写しも併せて提出すること。
 ※和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者（競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『16 人材』の小分類『05 人材派遣』」で、企画提案書の受付期間が、決定通知の有効期限に含まれる者）は、同決定通知書の写しを提出することにより上述シからセまでの書類を省略することができます。
- ソ 誓約書（様式6）
- タ 企画提案書提出時に和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類

（2）受付

- ア 提出方法
 次のイへの直接持参又は郵送
- イ 提出先
 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
- ウ 受付期間
 令和8年2月18日（水）～令和8年3月16日（月）午後4時必着
 直接持参の場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く午前9時～午後5時
 （最終日の令和8年3月16日（月）のみ午前9時～午後4時）
- エ 提出部数
 正本1部 副本3部

5 企画提案書作成に関する質問について

企画提案書作成に関する質問については、以下の手順により受け付けます。

（1）受付期間

令和8年2月18日（水）から令和8年3月2日（月）午後5時まで

（2）質問方法

次の（3）により、書面又は電子メールにより提出してください。

※電子メールの送信先 e0404002@pref.wakayama.lg.jp

（3）質問様式

様式7を使用してください。

（4）留意事項

企画提案書の審査にかかる質問には回答できません。

※質問及び回答内容は、随時、障害福祉課ホームページに掲載しますので、個別には回答しません。

6 企画審査

（1）審査方法

審査は、和歌山県福祉保健部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。

契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者による応募書類の内容を審査し、競争性及び透明性の確保に十分配慮の上、企画提案の内容や事業の実施能力等を評価・採点し、採点の合計点について最高点となった者を選定する。

なお、審査の結果、最高点となった者の合計点が満点の6割以下である場合は選定しない。

（2）選定委員会

ア 審査方法

提出された企画提案書に対して書面審査にて行う。

イ 注意事項

（ア）企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更は認めない。

（イ）受付期間外に到着した企画提案書は、審査対象としない。

（3）選定結果についての通知

採用・不採用にかかわらず書面により通知する。

（4）選定結果の公表方法及び内容

選定結果は、選定後、障害福祉課のホームページにおいて次の内容を公表する。

ア 全企画提案者の名称

イ 契約候補者及び評価点

ウ 契約候補者の選定理由

7 失格の要件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

（1）「2 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合

(2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(3) 企画提案書の作成のための仕様書（案）に示された条件に適合しない場合

(4) 提案者に次の行為があった場合

- ア 委員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容又は意思について相談を行うこと。
- ウ 契約候補者の選定終了時まで、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 企画提案書に虚偽の記載を行うこと。
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約の締結

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書（案）の内容を確定して契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の契約候補者と協議する。

9 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

(1) 企画提案書の内容に虚偽の記載が明らかになった場合

(2) 企画提案書の内容に重大な瑕疵がある場合

(3) 業務遂行の意思が認められない場合

(4) 業務遂行能力がないと認められる場合

(5) その他、契約を継続するに耐えられない業務がある場合

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱に十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。

(2) 守秘義務

業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(3) 財産権の取扱

業務の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として和歌山県に帰属するものとする。

(4) 著作権の取扱

業務の実施により生じた著作権は、和歌山県に帰属するものとする。

11 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出のあった企画提案書は返却しません。

(3) 提出のあった企画提案書は、企画提案書の選定以外の用途には提案者に無断で使用しないものとする。

(4) 令和８年度和歌山県チャレンジド工賃水準倍増事業の実施にあたっては県の令和８年度予算の成立が前提条件となります。前提条件が満たされない場合、委託業務の変更又は中止を行うことがあります。この場合、提案者の損害は補償しません。

(5) 契約締結後も、令和８年度和歌山県チャレンジド工賃水準倍増事業に対する国の補助金の内示等の状況により、契約内容の変更及び契約額の変更を行うことがあります。この場合、提案者の損害は補償しません。

12 問い合わせ先

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

担当：向日

住所：〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目１番地

電話：073-441-2533 FAX：073-432-5567